

大阪市立高倉小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

★「いじめ防止対策推進法で対応を求められる『いじめ』は、社会通念上の「いじめ」とは異なり、「心身の苦痛を感じた」広範な内容（関係性のある児童からの心理的物理的影響を与える行為）を指す。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「『いじめ』はどの学校、どの学級でも起こりうる。」という認識のもと、学校教育目標「『ともに幸せに生きる力』を育てる」ために「高倉小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の7点をあげる。

- ① 日常的に『いじめ』の問題についてふれ、「『いじめ』は人間として絶対に許されない」、「『いじめ』の傍観者も許されない」雰囲気醸成する。
- ② 初期段階の『いじめ』事象を見逃さず、どんな辛い思いをしたのか、何がいけないのか、どうすればよかったのかなど、辛い思いをした児童の心情を考え、具体的に言動を振り返らせ、自他共に尊重するよりよい関係を築こうとする態度を育てる。
- ③ 一人一人を大切にした授業、道徳学習の充実、生活指導に努める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、『いじめ』を助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ⑥ 休み時間や放課後などの児童との対話や日記などを活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ⑦ 保護者とのコミュニケーションを大切にし、児童の情報を共有できるように努める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

「『いじめ』は、どの児童生徒にも起こりうる」「どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、『いじめ』を許さず、自他尊重の姿勢を育てる取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 授業研究などを実施し、個に応じた指導、分かりやすい授業ができるよう指導力の向上に取り組む。
- ② 国語科を中心に授業において、言語力の育成を図る。
- ③ 読書との関連を図り、読書を通し、文化や暮らし、考え方の多様性にふれるよう工夫する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① キッズファミリー遠足やスマイルキッズパークなどの児童会を主体とする全校一斉行事で、一人一人が主体性をもって活躍することのできる取組を工夫し、周囲の人とのつながりを感じながら、共に楽しみ、共に喜びあえる活動にする。
- ② 地域の人との交流や社会見学などの体験学習を通じ、地域や社会の様々な役割に関心をもち、意欲的に関わろうとする態度を育てる。そして、自分が他者の役に立っていることを感じ取ることができる機会を全ての児童に提供しながら、自分の将来の生き方と周囲の人とのつながりを考えようとする児童を育てる。
- ③ 学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人一人の考えや表現の違いを認め、自分らしさが発揮できる学校の雰囲気づくりに取り組み、よりよい考え方や表現の仕方、個性を磨いていく集団を育てる。

(3) 『いじめ』を許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育、道徳教育の充実を図ることにより、規範意識を高め、互いの違いを認め合う豊かな心を培い、日常の自分を振り返り、相手が嫌がることを言ったり、嫌がることをしたりせず、人を思いやる態度を育てる。
- ② 『いじめ』が絶対に許されない行為であることを全教職員が一貫した態度で訴え、いじめを許さない雰囲気を醸成する。また、学級会や終わりの会などの話し合いの場を通じ、学級集団が『いじめ』を見逃さない雰囲気になるよう取り組む。
- ③ 傍観者が『いじめ』を助長したり、相手の心の傷をより深いものにしたりしていることを繰り返し指導する中で、『いじめ』の「傍観者」も『いじめ』に加担していることを認識できるようにする。
- ④ 「違いを認め合い、自分も友達も大切に作る心育てる」ことを柱とした人権教育の充実を図る。それぞれの学年の実態に応じて取組を行い、年1回人権教育に関する研修会・実践報告会を行う。また、大阪市が主催する研修会などにも積極的に参加する。

4. いじめの早期発見についての取組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな『いじめ』であっても見逃さず、早い段階から関わりをもち、どんな辛い思いをしたのか、何がいけないのか、どうすればよかったのかなど、辛い思いをした児童の心情を考え、具体的に言動を振り返らせ、自他共に尊重するよりよい関係を築こうとする態度を育てる。

- ① 児童対象いじめアンケートを学期に一回実施する。アンケートの結果、「いじめ事象があった」「続いている」と返答した児童に個別に聞き取りを行い情報収集に努める。いじめの事象の状況については、事後確認シートに具体的に記入するとともに、解決に向けた指導を開始し、いじめ事象の経過についても追記する。事後確認シートは年度末に次の学年に引き継ぎ、指導の継続に努める。また、アンケート用紙は年度内に学級担任が保管し、年度末に教頭に提出する。
- ② 初期の『いじめ』は、ふざけ合いやからかいなどの行為に潜む。休み時間や放課後の児童観察は、担任だけではなく学年を中心に学校組織として全体を俯瞰し、情報を共有しながら早期発見に努める。
- ③ 日頃より気になる児童の様子やその変化（心の天気の活用）、人間関係について「いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのようにした」のかを明確に記録する。また、スクールカウンセラーや保健室、相談申告機能、相談電話など校内外の相談窓口が活用しやすいよう本人・保護者に広く周知する。
- ④ 保護者や地域と連携し、児童の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳の記述などにより情報を把握し、深刻な『いじめ』が疑われる情報については、学年を中心に全ての教職員が情報を共有する。

5. 『いじめ』の早期解決についての取組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 『いじめ』と思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に情報を収集する。児童や保護者から『いじめ』ではないか』との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。『いじめ』の事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に行う。
- ② いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。保護者に対しては、その日のうちに迅速に連絡を取り、事実関係を伝える。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。いじめた児童に対しては、「『いじめ』は相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許せない行為」であることを理

解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童がかかえる問題など、いじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得る。さらに、それぞれの保護者にお互いの児童の気持ちと今後の指導方針、相談体制などを伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行われるよう協力を求める。

- ③ 個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分の問題として捉えられるようにする。学級・学年会で話し合うなど、『いじめ』は全体に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。そして、何がいけなかったのかを考え、自他の違いを認め合い尊重し合う『いじめ』のない集団にするには自分はどうすればよいのか考えさせる。
- ④ ネット上での不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシーの侵害などがあった場合、保護者に連絡をして速やかに関連業者に削除を求めるよう指導する。また、必要に応じて法務局の協力を求めたり、重大な被害が生じる恐れがある場合には所轄警察署へ通報したりするなどの措置を講ずる。

6. 『いじめ』問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「『いじめ』防止対策委員会」を常設

『いじめ』の未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを目的とし、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、『いじめ』問題の判断を行い、『いじめ』事案発生時に内容確認や指導方針、役割分担の検討を行い、必要に応じ「『いじめ』問題対策ケース会議」を招集する機能をもつ。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担

② 「『いじめ』問題対策員会」（ケース会議）を必要に応じて設置

早期対応が必要ないじめ問題について、指導方針を決定し、役割を分担する。いじめ事案の発生から解決まで組織的に担う。さらに教育委員会をはじめ、関係諸機関と連携する。

〈構成メンバー〉

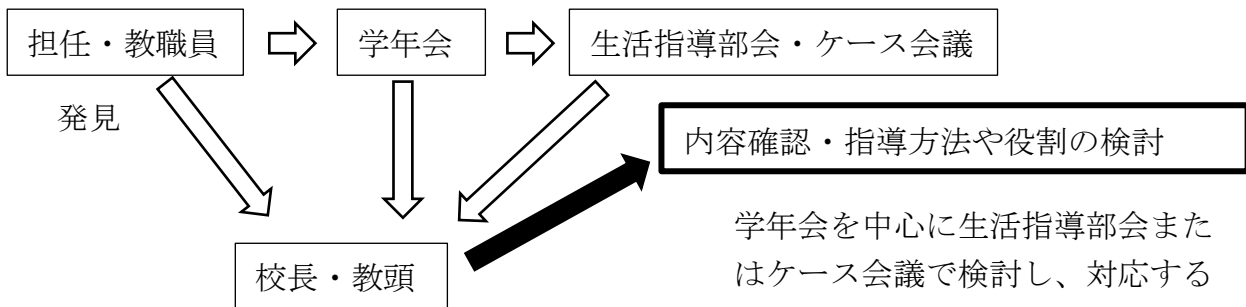
校長、教頭、教務主任、生活指導部長、該当学年担任、必要に応じ人権教育主担、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、他学年教諭、スクールカウンセラー、栄養教諭、管理作業員、事務職員が加わる。

③ 生活指導部会（必要に応じ随時）

各学年の取り組みの現状を意見交換、共通理解すると共に、複数の学年に関係する問題の解決や指導について検討、共通理解する。校長・教頭に報告し、内容によってはケース会議につなげる。また、児童の情報について共通理解を図る場を職員会議後に設定する。

④ 学年会

学年の児童について観察した事を共有すると共に『いじめ』の早期発見、解決 への指導について検討、共通理解する。校長・教頭に報告し、内容によってはケース会議につなげる。



【年間計画】

○ 調査など

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・学校評価アンケート調査 年1回（1月）
- ・学級担任による聞き取り（随時）

○ 研修会など

- ・生活指導報告会 年2回（5月・2月）
- ・人権教育に関する研修会 実践報告会（1月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や子どもがいきいきと自分らしく過ごす学校の取組みなどの情報発信を行う。
- ② 学校協議会で取組みについて議論し、指導・助言をいただくとともに、協力関係を強化していく。
- ③ 相談体制を強化するため、スクールカウンセラーの活用、大阪市子ども相談センター教育相談グループや区役所子育て支援室との連携をさらに推進する。

(3) 取組内容の検証

- ・運営に関する計画の中期目標を精査しながら、いじめ問題の予防に関連する指標をピックアップし、取り組みを強化する。中間評価と最終評価の際に検証を行う。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨、大阪市教育局に報告を行う。
- ② 大阪市教育局の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。なお、この調査組織は「いじめ問題対策委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じて専門家を加える場合、専門的知識および経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特

別の利害関係を有しない第三者で組織するなど、調査の公平性・中立性を確保した組織の構築に努める。

- ③ 調査組織により、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り明確にする。
- ④ 調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- ⑤ 調査結果を大阪市教育委員会に報告する。